

山形県公朝

平成27年12月15日 (火) 第2706号

毎週火・金曜日発行

目	次
\Box	1八

	規	則				
○山形県県税規則等の一部を改正する規則	 			(税 政	女 課)	1475
○山形県浄化槽保守点検業者の登録に関す					環境課)	1485
○山形県採石法施行細則の一部を改正する						
	4-	_				
	告	示				
○道路の区域の変更			(最上総	合支庁建設約	総務課)	…1486
○一般国道の供用の開始				同)	… 同
○県道の供用の開始			(同)	… 同
○同			(同)	… 同
○都市計画事業の変更の認可						
○土砂災害警戒区域の指定	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		(4	砂防・災害対	付策課)	… 同
⊕ · •			`	同)	…1489
⊕ r ;			`	同)	…1490
9,7			`	同	,	…1491
			`	同		… 同
○土砂災害特別警戒区域の指定				同	,	1492
			•	同	,	1494
○宅地建物取引業法に基づく処分をするが						
○開発行為に関する工事の完了			·····(最	上総合支厅复	E 樂課)	… 问
	公	告				
○特定調達契約に係る落札者の公告				(会 言	十 局)	… 同
○同				····· (=	i])	…1495
○一般競争入札の公告			··· (ここ	ろの医療セン	/ター)	… 同
_		則				
山形県県税規則等の一部を改正する規則を	をとこ <i>に</i> 公布・	ナス				
平成27年12月15日	2 C C (C A 1)	タ 'む 。				
19021 127] 10 H		山形県知事	吉	村美	1 栄	子
山形県規則第65号		ロルハハザ	Н	1 → →	· //	•
山形県県税規則等の一部を改正する	規則					
(山形県県税規則の一部改正)	- =: ··•					
第1条 山形県県税規則(昭和29年6月県共	規則第42号)。	の一部を次のようにi	改正する。			

第40条の8第1号中「及び住所又は所在地」を「、住所又は所在地及び個人番号(行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をい う。以下同じ。) 又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を 有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地)」に改める。

平成27年12月15日(火曜日)	山 形	県 公	報	第2706号
別記第11号様式中 対税通知書番号	を	登録番号·納税通知書	1 67	改める。
別記第11号の5様式中	J	-	J	
県・営		県・営		
	を			に、
		法人番号		
「 県・営		県・営		
- A		Ж Б		
	を			に改め
				殿
	殿	法人番号		
	7	「 <u></u>	徴収義務者	,
別記第11号の5の2様式及び別記第	11号の5の3		まれ 表 分 を	法人番号に、
旧特別徴収義務 旧法人番	£ FL.			
者番号 を	に改	める。		
		6	2	
別記第14号の3様式中	表有氏名 (電話番号	(E)	" を 」	
「名称及び代表者氏名	(FI)			
法人番号 (電話番号)]	改める。		
, <u>-</u>		名称及び代表者	 氏名	
別記第14号の4様式及び別記第14号	の 5 様式中	(特別領 (電話番	対収義務者番号 ₹号) を)」
「名称及び代表者氏名		(毛加)	1 7	7 1
法人番号		改める。		
(電話番号)」 「氏名	又は名称及び代	式表者氏名 	
別記第15号様式及び別記第15号の 2章	康 式中	電話		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
「氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号	(FI)) に改める。		
電話		J		
別記第15号の5様式中 「氏名又は名意	称及び代表者 電話	·氏名 番		
「氏名又は名称及び代表者氏名	电的			
個人番号又は法人番号	_	に改める。		
電話		J		

固人	番号又に	は法人番	·号 <u>電話</u>			番	に改める	0	
			住	(居)	所	被相続人との続杯		説法第9条第2項の こよる相続分	
別記	第18号椅	 (式中							を
— 個 <i>)</i> —	人番号	住 (居	計)所	被相続力との続格	- 1	1方税法第9 規定による			
								に、	
	住(居) 訴							
新	氏	名							—
新	住(居)所							に改める。
17/1	氏	名				1	固人番号		
	第30号梯	快式中	氏名、 電話番		在地			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
七名	居) 所又 又は名称 番号又に	ŗ					即 に	改める。	

平成27年12月15日(火曜日) Щ	形	県	公	報		第2/06号	
別記第30号の2様式中	法人番号	ر ا ا	管理	番号				
「代表者氏名 電話番号	(EП)	代表者氏 法人番号 電話番号					即に改める。	,
別記第31号様式中	名又は名称及び代え 電 話	表者氏名		番	即	Ė		
「氏名又は名称及び代表を 個人番号又は法人番号	 背氏名	ED	に改め	る。				
電話 「氏名別記第37号様式中	西 名又は名称及び代詞	<u>番</u> 」 表者氏名 <u>電 話</u>		番_	即	È		
「氏名又は名称及び代表す 個人番号又は法人番号 電話		郵 」	に改め	る。				
	Γ		氏名		Œ	D __ を		
「氏名又は名称及び代表 個人番号又は法人番号			に改め	る。		1		
			Γ	住所	(居) 在	所、地	氏名、名称	
別記第68号様式、別記算	第69号様式及び別言	記第71号 ^板						- - を
								-
住(居)所又は 氏名又 所 在 地 名	は 個人番号又称 は法人番号	ファコル・ よっ	z					
		に改める	5 .					

I	(居)	所、	所	在	地	氏		名、	名		称	;	
													<i>t</i> .
													を
住	(居) 所	又	は所	在 地	氏	名又は	名 称	個丿	(番号	片又は	法人	番号	
													に改め
別記第,	79号様式	及で同日	記笛01』	1. 上柱 十二	氏名又	は名称及び	代表者氏	名			(EJI)	を	
				テ依八十		_	電	話			_番 」	Œ	
	は名称及 号又は法					即に改め	Z						
他八番	万义は伝	八番万 電			番		る。						
		<u></u>	нн				٦ ۲			7			
別記第8	86号の 2	様式及	び別記簿	第94号様式	中	法人番号	を	管理	番号	に引	女める。		
□ (130 AA+)	2 T 144-14						ا ا]			
別記第9 	97号様式	₩ ——,—											
 法	人	名											
) +		<i>t</i> 7							(法	人番号	글)		
法	人	名											
								法人	.番号				
								管理	番号				
	97号の 2	様式及	び別記録	第97号の 3	様式中								
別記第9			び別記録 	第97号の3	様式中								
	97号の 2 人	様式及名	び別記9 	第97号の3	様式中								
法	人	名	び別記貸 	第97号の 3	様式中					:人番	루)		
別記第9			び別記録 	育97号の3	様式中				(法	人番号	클)		
法法法	人	名	び別記 	第97号の3	様式中				(法	:人番 ⁻	클)		
別記第9	人 人	名 名			様式中		代表者氏	名	(法	:人番·	-		
別記第9	人	名 名			様式中	(印) を	法人番		(法	-人番号	클) 	(II)	
別記第9 法法 法 る。 別記第9	人 人	名名中「代	表者氏名	る	·氏名	(印) を	法人番	号	(法	人番		(II)	
別記第9 法 法 る。 別記第9 別記第9	人 人 98号様式	名名中「代様式中	表者氏名	7.	氏名番号	(印) を	法人番		(法	人番号	- 7)	(B) (

別記第99号様式中	「 (フリガナ) 名 称 (フリガナ) 代表者氏名	名 注 を ()	フリガナ) ・		ic ®
П	電話番号 資本金等の額		話番号	を	J
	本金の額及び	in the house			
	下準備金の額 円 合 算 額	資本金等の額	円 - - - - 「所 在 :	に改める。 」 地	
別記第99号の2様	所 在 地 名 称 式中 代表者氏名 電話		名	称 名	印 に改める。番」
別記第99号の3様	県内の主たる まで 事務所又は事業 所の所在地			を	
個人番号又は 法 人 番 号 県内の主たる 事務所又は事業 所 の 所 在 地		に改める。			
別記第100号様式中	「 <u>住 所</u> 「 <u>氏 名</u> <u>電話</u>	「住 氏 」 を 個人	所 名 番号 <u>電話</u>	(II)	に改める。
別記第101号様式中	「 氏 名 <u>電話</u>	・	「氏 名個人番号		●に改める。
別記第103号様式中「氏名又は名称及び個人番号又は法人	代表者氏名				

			[住	(居)	所	所在地	氏	名、	 名	称	
					(/11/	1211	// 11.25		^H \	711	۸1.	
別記名	第105号様式及で	※別記第106号	様									を
7).1 BP 2	H100 7 1820/XC	7,71,180,74	138201									~
	,		1	個人番号	マル							
住(居)所又は所存	生地 氏名又次	は名称	法人番	号							
						(CĒ	とめる。					
別記簿	第106号の2様コ	大から別記第1	07号の 2	様式まで	 -	」 定中						
	又は名称及び代			(
		電話		番]							
	又は名称及び代 番号又は法人番			Đ		改める	Z.					
四八旬		電話		番]	LJC W) ^	J ∘					
別記算	第107号の2の2		己第107号			中						
氏	名		(F)	1)		_	を					
氏	名	<u>電</u> 記	舌 〔〕	<i>i</i>)		番						
	番号		(F)	y			に改める	D o				
ш / •	ш 🧳	電話	舌			番		, ,				
	第107号の2の4		己第107号	けの2の5	様式	中						
「氏名」	又は名称及び代			(II)	を							
「仟名∀	又は名称及び代	電話 表者氏名		番	(EII)							
	をはるが次して 番号又は法人番					に改る	める。					
		電話		番		- 1	-					
	第107号の3様コ		07号の 4	. 様式中								
氏名》	又は名称及び代			⊕	を							
任夕₹	又は名称及び代	電話 表者氏名		番	ŒD							
	えは名称及いれ 番号又は法人番					に改る	める。					
• 🗗		電話		番			- 5					

平成27年12月15日(火曜日)	山 形	県	公	報		第2706号	
別記第108号様式中「氏名又は名称』	及び代表者氏	:名		を			
	電話		番]	ح.			
「氏名又は名称及び代表者氏名	(II)	t					
個人番号又は法人番号		こ改める	0 0				
電話 「氏名又は名称)	番 」 B78代丰老氏	. Ø	(FI)				
別記第109号様式中「氏名文は名称)	文U11.衣有氏 電話	泊	番」	を			
「氏名又は名称及び代表者氏名	<u>#.m</u>						
個人番号又は法人番号	_	こ改める					
電話	番 」	,,,,					
 「氏名又は名称』 別記第112号様式中	 及び代表者氏	:名		(EII)	≁ .		
別記第112号棣氏中	_ 電	話		番	を		
「氏名又は名称及び代表者氏名							
個人番号又は法人番号		に改め	うる。				
電話	番						_
	名		(EI)	「氏			
別記第112号の2様式中 生年月		月	日生」		人番号	<i>F</i>	Γ. (I
74.4.7				生	年月日	年 月	日生」
改める。				「氏	名		(FI)
「氏 / 別記第112号の3様式中	名		(EII)		人番号		(E)
が1日分112 4 v) 3 48 五人士	重	話	番	2 HH	八田夕	電話	番」
改める。						нени	<u>#</u> _J
「氏名マける	名称及び代表	者 氏			名印 、		
別記第112号の5様式中		電話		番	を		
「氏名又は名称及び代表者氏名		ED					
個人番号又は法人番号		13	こ改める	0			
電話	1	<u>番</u> 」					
別記第115号様式中							
氏名							
名称							⑩ を
							
氏名					(個)	人番号又は法人番	:号) に
名称							()
改める。							٦
「氏タマけタ私」	及び代表者氏	:名					
別記第116号様式中	電話			番	を 」		
「氏名又は名称及び代表者氏名		: D			_		
個人番号又は法人番号		に改	yめる。				
電話	番	J					
別記第117号様式、別記第119号様式	【及び別記第1	20号様:	式中				
「氏名又は名称及び代表者氏名	Æ	i) .	「氏名又	は名称及	な代表者は		
で で	番	を	個人番	号又は治	长人番号		に
		_			電話		番
改める。	カチャッパルー	** # *					
別記第163号の4様式甲	名称及び代表 _{電話}		(II)	ř			
Ē	電話	番	J				

「氏名又は名称及び作	弋表者氏名	(EII)			
個人番号又は法人都	番号	に改	める。		
	電話	番」			
別記第164号の3様	式中 「氏名又は名利	弥及び代表者5	七名	⊕ ≠.	
別記第104号の3 依	八十	電話	番	。 を 」	
「氏名又は名称及び什	弋表者氏名	(FI)			
個人番号又は法人都	番号	に	改める。		
	電話	番」			
四三二年104日 の10年	_{本中} 「氏名又は名和	弥及び代表者 ほ		(F)	
別記第164号の19様	八 中	電話) 番」	
「氏名又は名称及び什	弋表者氏名	(FI)			
個人番号又は法人都	番号		に改める。		
	電話				
別記第164号の21様	式中「氏名又は名和	弥及び代表者 ほ		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
「氏名又は名称及び作	弋表者氏名	ED	リンコム・ス		
個人番号又は法人都	番号	J	に改める。		
別記第165号様式中	「氏名又は名称及び	び代表者氏名			
別記第100万様八円		電記	舌 霍	を <u></u>	
「氏名又は名称及び作	弋表者氏名	ED			
個人番号又は法人都	番号		に改める。		
	電話	番			
別記第170号様式中	「氏	名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「氏 名		® に改める。
	L 10 11 10 21 20 20 4 5 7 6	# W. / I I I I	個人番号		
(山形県過疎地域自立				II II II II I	
	以目立促進県祝課 移	兄兒除条例施行	「規則(平成12年	F 7 月 県規則第	110号)の一部を次のように
改正する。			「分(日)記		
四氢接少数1日中	「住(居)所		「住(居)所		60 127647
別記様式第1号中	氏 名		を氏名		⑩ に改める。
	Fac. 🛨 Ub		個人番号		
	「所 在 地			-	
別記様式第2号中	法 人 名			を	
	代表者氏名	· 人 の 毎 コ ユ III		-	
Fac. + ub	事業種目 資本	・金の領又は出	賃金の領 下円	_	
「所 在 地					
法 人 名		@ 1×	コケムフ		
代表者氏名		卸 に	改める。		
法人番号	\ obstantilize \ o	## TIII.			
事業種目資本金	6の観又は出資金の	湖 十円」	[4/P]=		
	「住(居)所		「住(居)所		(a) 177411 7
別記様式第3号中	氏 名		を氏名		⑩ に改める。
		[A /B) =	個人番号		
別記様式第4号及び	バ別記様式第5号中	「 <u>住(居)所</u> 近 4 元 11 名		—	
	i dela	氏名又は名	称及び代表者氏	:名	
「住(居)所又は所在			1=7.01 7		
氏名又は名称及び作			に改める。		
個人番号又は法人都		出る部なりが		·仁扫印(本 +===	トプ)
(山形県特定非営利活					
		る県祝の課柷	光际に関する条	沙川灺1丁規則()	区成17年12月県規則第89号)
の一部を次のように改	又上する。				

別記様式第1号及び別記様式第2号	「名称及い代表者氏名 け中 電話	(型) を 番)
「名称及び代表者氏名	<u>#2.111</u>	<u>ш</u> 1
法人番号	に改める。	
電話	番	
<u> </u>		
第4条 山形県産業廃棄物税条例施行規)の一部を次のように改正する
		8号まで、別記様式第10号、別記様式第13
		記様式第23号まで、別記様式第25号及び別
「氏名又は名称及び代記様式第27号中		を
「氏々刀け々か及び仕書老氏々	<u>電話</u> <u>番</u> 」	
「氏名又は名称及び代表者氏名	印	
個人番号又は法人番号	に改める。	
電話	番」	
(山形県産業集積の形成及び活性化の		
		免除に関する条例施行規則(平成19年10月
県規則第100号)の一部を次のように	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	「住(居)所又は所在地	
別記様式第1号及び別記様式第2号		名
5 N (-)	電話	
「住(居)所又は所在地	_	
氏名又は名称及び代表者氏名	® に改める。	
個人番号又は法人番号	. , , ,	
電話		
附則		
(施行期日)		
1 この規則は、平成28年1月1日か	ら施行する。ただし、第1条中	山形県県税規則(以下「県税規則」とい
ſ_		
う。)別記第99号様式中	円 資 本 金 等 の 額	円しを
2.0 William Ward I		
資本金の額及び		
円り資本準備金の額	資本金等	円 に改める部分は、公布の日から施行
の合算額	1, の額	11 (COS (2) 即为 (3) (2) (2) [1]
V) LI # 11X		
する。		
(県民税に関する経過措置)		
2 第1条の規定による改正後の県税規	見則(以下「新規則」という。)5	別記第11号の5様式は、平成28年1月1日
(以下「施行日」という。) 以後に支	払を受けるべき地方税法(昭和2	25年法律第226号。以下「法」という。) 第
23条第1項第14号に規定する利子等に	こついて適用し、施行日前に支払	を受けるべき同号に規定する利子等につい
ては、なお従前の例による。		
3 新規則別記第11号の5の2様式は、	施行日以後に支払を受けるべき	法第23条第1項第15号に規定する特定配当

- (ゴルフ場利用税に関する経過措置)
- 5 新規則別記第115号様式は、施行日の属する月以後の月分の山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号。以下「条例」という。)第94条の規定による申告について適用し、施行日の属する月の前月以前の月分の同条の規定による申告については、なお従前の例による。

等について適用し、施行日前に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。 4 新規則別記第11号の5の3様式は、施行日以後に生じる法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額について適用し、施行日前に生じた同号に規定する特定株式等譲渡所得金額については、なお従前の例によ (軽油引取税に関する経過措置)

6 新規則第40条の8第1号の規定は、施行日以後に製造する軽油に係る条例第131条の17第2項の規定による報告について適用し、施行日前に製造した軽油に係る同項の規定による報告については、なお従前の例による。

(産業廃棄物税に関する経過措置)

- 7 第4条の規定による改正後の山形県産業廃棄物税条例施行規則別記様式第8号は、施行日の属する山形県産業廃棄物税条例(平成18年3月県条例第16号)第13条第1項の表の左欄に掲げる期間以後の期間において徴収すべき産業廃棄物税に係る同項に規定する納入申告書の提出について適用し、施行日の属する同欄に掲げる期間前の期間において徴収すべき産業廃棄物税に係る同項に規定する納入申告書の提出については、なお従前の例による。
- 8 第4条の規定による改正後の山形県産業廃棄物税条例施行規則別記様式第17号は、施行日の属する山形県産業廃棄物税条例第17条第1項の表の左欄に掲げる期間以後の期間における産業廃棄物税に係る同項に規定する納付申告書の提出及び同条第4項に規定する修正申告書の提出について適用し、施行日の属する同欄に掲げる期間前の期間における産業廃棄物税に係る同条第1項に規定する納付申告書の提出及び同条第4項に規定する修正申告書の提出については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

9 第1条の規定による改正前の県税規則により作成した用紙で新規則に相当規定のあるもの、第2条の規定による改正前の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則に相当規定のあるもの、第3条の規定による改正前の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則に相当規定のあるもの、第4条の規定による改正前の山形県産業廃棄物税条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県産業廃棄物税条例施行規則に相当規定のあるもの及び第5条の規定による改正前の山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第66号

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年10月県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、「本人確認情報」を「同項に規定する都道府 県知事保存本人確認情報」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県採石法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第67号

山形県採石法施行細則の一部を改正する規則

山形県採石法施行細則(昭和46年10月県規則第57号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「申請人」を「申請者」に、「第4号まで」を「第5号まで及び第7号」に、「第3号」を「第4号」に改める。

別記様式第2号中「第3号」を「第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年12月26日から施行する。

山形県告示第1034号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月15日から同月28日まで縦覧に供する。 平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
新庄市大字升形字中島3543番1から 同 笹原2859番1まで		旧	32.0 メートル く 14.0	480	メートル
同	上	新	38.0 メートル (14.0)	同	上

山形県告示第1035号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月15日から同月28日まで縦覧に供する。 平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 458号

2 供用開始の区間 新庄市大字升形字中島3543番1から

同 笹原2859番1まで

3 供用開始の期日 平成27年12月15日

山形県告示第1036号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月15日から同月28日まで縦覧に供する。 平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 最上小野田線

2 供用開始の区間 最上郡最上町大字満沢字中村258番から

同 市ノ沢1754番まで

3 供用開始の期日 平成27年12月17日

山形県告示第1037号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月15日から同月28日まで縦覧に供する。 平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 瀬見新庄線

2 供用開始の区間 新庄市金沢字元屋敷2269番1から

同まで

3 供用開始の期日 平成28年1月15日

山形県告示第1038号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり 認可した。

平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 施行者の名称

河北町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類河北都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 河北公共下水道

(最上川流域下水道(村山処理区)河北流域関連公共下水道)

- 3 変更の内容
 - (1) 事業地

収用の部分

昭和55年9月県告示第1581号、昭和63年2月県告示第226号、平成元年9月県告示第1127号、平成5年3月県告示第230号、平成8年3月県告示第265号、平成14年3月県告示第297号、平成18年12月県告示第1159号、平成23年1月県告示第60号の事業地のうち、字所岡を削る。

- (2) 設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間

昭和55年9月12日から平成33年3月31日まで

山形県告示第1039号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年12月15日

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
亀ヶ沢	別紙図面のとおり	土石流
下屋敷沢	別紙図面のとおり	土石流
上屋敷沢	別紙図面のとおり	土石流
反町沢	別紙図面のとおり	土石流
夜水田沢	別紙図面のとおり	土石流
平塩沢	別紙図面のとおり	土石流
愛宕沢	別紙図面のとおり	土石流
松民清水沢	別紙図面のとおり	土石流
木ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
渡り沢	別紙図面のとおり	土石流

行沢向一1	別紙図面のとおり	地滑り
行沢向-2	別紙図面のとおり	地滑り
幸生1	別紙図面のとおり	地滑り
幸生2	別紙図面のとおり	地滑り
宮内-1	別紙図面のとおり	地滑り
宮内-2	別紙図面のとおり	地滑り
上野1-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
陣ヶ峰	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢 1 — 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢 1 — 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢 1 — 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢1-4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢 1 - 5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢1-6	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢 1 - 7	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢1-8	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
渡沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
夜水田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
平塩	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新町	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

西向	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中郷 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中郷 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
坂ノ下	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新町1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
金谷	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
雨池-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
雨池-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
松川	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
松川 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
柴橋 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中郷 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中郷4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
西覚寺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上谷沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
日和田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに寒河江市役所において縦覧に供する。

山形県告示第1040号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
高島	別紙図面のとおり	地滑り
ЩП	別紙図面のとおり	地滑り

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに河 北町役場において縦覧に供する。

山形県告示第1041号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定 により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年12月15日

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
芦沼田西沢	別紙図面のとおり	土石流
トノ沢	別紙図面のとおり	土石流
中村	別紙図面のとおり	地滑り
中岫	別紙図面のとおり	地滑り
沼山-1	別紙図面のとおり	地滑り
沼山-2	別紙図面のとおり	地滑り
塩根沢	別紙図面のとおり	地滑り
田代-1	別紙図面のとおり	地滑り
田代-2	別紙図面のとおり	地滑り
間沢東	別紙図面のとおり	地滑り
サッテロ	別紙図面のとおり	地滑り
谷地平	別紙図面のとおり	地滑り
上の山	別紙図面のとおり	地滑り
萱野	別紙図面のとおり	地滑り
下小沼	別紙図面のとおり	地滑り
石倉	別紙図面のとおり	地滑り
軽井沢	別紙図面のとおり	地滑り
澄の又	別紙図面のとおり	地滑り
濁又	別紙図面のとおり	地滑り
石畑	別紙図面のとおり	地滑り
西川小倉	別紙図面のとおり	地滑り

石跳川	別紙図面のとおり	地滑り
長倉	別紙図面のとおり	地滑り

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに西 川町役場において縦覧に供する。

山形県告示第1042号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定 により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
二渡	別紙図面のとおり	地滑り
大舟木4-1	別紙図面のとおり	地滑り
大舟木4-2	別紙図面のとおり	地滑り
大舟木4-3	別紙図面のとおり	地滑り
滝ノ沢	別紙図面のとおり	地滑り

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝 日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第1043号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定 により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年12月15日

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
木ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
田ノ沢	別紙図面のとおり	地滑り
道海	別紙図面のとおり	地滑り
阿ヨシ	別紙図面のとおり	地滑り
横道	別紙図面のとおり	地滑り
中の畑	別紙図面のとおり	地滑り

所部	別紙図面のとおり	地滑り
松川	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
柴橋 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに大 江町役場において縦覧に供する。

山形県告示第1044号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」とい う。) 第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年12月15日

	H	/
土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
松民清水沢	別紙図面のとおり	土石流
木ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
渡り沢	別紙図面のとおり	土石流
上野1-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野 1 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
陣ケ峰	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢 1 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢 1 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢 1 - 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢 1 - 4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢 1 - 6	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢 1 - 7	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢 1 - 8	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

渡沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
夜水田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
平塩	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新町	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
西向	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中郷 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中郷 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
坂ノ下	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新町1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
金谷	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
雨池一1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
雨池一2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
松川	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
松川 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
柴橋1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中郷 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中郷 4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
西覚寺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上谷沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
日和田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに寒 河江市役所において縦覧に供する。

山形県告示第1045号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美栄子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
木ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
松川	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
柴橋 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに大 江町役場において縦覧に供する。

山形県告示第1046号

行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項及び宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、同法第37条第2項の規定に違反した者に対して同法第65条第2項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成27年12月25日 (金) 午後2時から
- 2 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 1101会議室

山形県告示第1047号

次の開発行為は、完了した。

平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成27年11月25日 指令最総建第21号

2 開発区域に含まれる地域の名称

最上郡最上町大字向町字愛宕前539番9の一部、683番の一部、687番1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

最上郡最上町大字向町644

最上町長 髙橋 重美

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量 防災情報システム機器 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成27年11月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 山形パナソニック株式会社 山形市平清水一丁目1番75号
- 5 落札金額 15,336,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成27年10月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量 ノート型パソコン他通信機器 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723

- 3 落札者を決定した日 平成27年11月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 リコージャパン株式会社東北事業本部山形支社山形営業部 山形市松波一丁目14番14号
- 5 落札金額 26,452,980円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成27年10月30日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成27年12月15日

山形県立こころの医療センター院長 神 田 秀 人

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場 所	日	時	入札に付する物件	予定価格
鶴岡市茅原字草見鶴51番 地1 山形県立こころの医療セ ンター 中会議室	平成28年1 午前10時	月19日(火)	鶴岡市稲生一丁目7番22 宅地 (実測)986.63平方メートル (公簿)885.94平方メートル	15, 290, 000円

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。) 又は消費税を滞納していないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。

- イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を終禁する事務所の仕事者をいる。以下同じ、)が暴力団員による不当な行為の時止等に
- 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
- ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

山

3 契約条項を示す場所

山形県立こころの医療センター総務経営課

- 4 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額
- 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 6 その他
 - (1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場	所	日	時
鶴岡市稲生一丁目7番22 宅地 (実測) 986.63平方メートル (公簿) 885.94平方メートル	鶴岡市茅原字草見鶴 山形県立こころの医 中会議室	–	平成27年12月2 午前10時30分	25日(金)

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、山形県立こころの医療センター総務経営課(電話 0235(64)8100) に問い合わせること。